入会基準及び手続き等に関する規則

(総則)

第1条 公益社団法人日本通信販売協会(以下「本会」という。)の会員となろうとする者 は、本規則に定める会員基準、手続き等に従うこととする。

(定義)

第2条 本会の会員は、通信販売事業者である正会員、通信販売の方式による営業を行っていない通信販売事業者以外の賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定された社員とする。

(正会員基準)

- 第3条 定款第5条第2項に定める正会員になろうとする者は、入会申込み時に次の事項をすべて満たすこととする。
 - (1) 通信販売の方式による営業が原則として継続して1年以上、かつ組織的に行われていること。ただし、上場企業、又はそれに準ずる者は、この限りではない。
 - (2) 事業目的及び事業内容が明確である事業者で、通信販売の営業拠点が日本国内にあり、日本語で対応できる者がいること。
 - (3) 消費者からの相談等に対して十分な処理体制を整えていること。
 - (4) 販売する商品、若しくは権利、又は提供する役務及び営業方式が公序良俗に反しないこと。
 - (5) 通信販売の方式による営業が法令を遵守し、かつ適正に行われていると認められること。
 - (6) 過去3年以内に法令等に違反して処分された者でないこと。また、役員等にこれらに該当する者がいないこと。
 - (7) 通信販売業界の信用を失墜させるような行為をした者でないこと。また、役員等 にこれらに該当する者がいないこと。
 - (8) 除名後少なくとも3年以上を経過し、当該除名となった理由が解消されている者 であること。
 - (9) 反社会的勢力との関係を有していないこと。
 - (10) 原則として、前事業年度の通信販売部門の売上が1千万円以上であること。

(賛助会員基準)

- 第4条 定款第5条第3項に定める賛助会員となろうとする者は、次の事項を満たすものとする。
 - (1) 通信販売事業者以外の者で事業目的及び事業内容が明確であること。
 - (2) 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者であること。
 - (3) 反社会的勢力との関係を有していないこと。

(入会の条件)

- 第5条 本会の会員になろうとする者は、本会の定款、規則、決定事項、倫理綱領、ガイドライン、並びに関係法令を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。
- 2 本会の会員になろうとする者は、入会後本会が要請する以下の事項に協力することと

する。

- (1) 新規入会セミナー等、協会セミナーへの参加
- (2) 調査統計への回答
- (3) 通信販売広告の提出
- (4) 消費者等からの相談等への適切かつ迅速な対応
- (5) 本会から求められた事項についての報告

(入会手続)

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める書類を本会に提出するものとする。 2 上記書類以外に、本会が必要とする資料の提出を求めることがある。

(審查)

- 第7条 事務局は、会員になろうとする者について、会員基準に則っているか予備調査を 行い、倫理委員会に報告する。
- 2 倫理委員会は、事務局からの報告に基づき基準を満たしているか審査を行い、過半数 の議決をもって入会承認を与える。
- 3 倫理委員会は、承認を与えた新規入会会員について、理事会に報告する。
- 4 審査において、本会が必要であると認めた場合には、別途説明を求めることや、来訪の要請又は訪問調査等を行うことがある。

(権利の発生)

- 第8条 倫理委員会において承認を受けた者は、入会を承認された月から所定の入会金及 び会費を納入し、事務局が確認した後に会員資格を得て、会員としての権利を行使する ことができる。
- 2 所定の入会金及び会費の請求書発行後3ヶ月を経ても入金のない場合は、入会の意思がないものとみなし、会員資格を放棄したものとする。

(不承認及び保留)

第9条 書類の不備・欠落があった者、及び基準を満たさなかった者、また倫理委員会に おいて承認されなかった者には、その旨を連絡する。

(ジャドママークの付与)

- 第10条 正会員の権利を取得した者には、使用規則とともにジャドママークのデータファイルが事務局より送付される。これにより、正会員は使用規則に従い、ジャドママークを通信販売の広告に使用することができる。
- 2 賛助会員は、ジャドママークを使用することはできない。

(改廃)

第11条 本規則は、理事会の議決により行うものとする。

付則

- 1 本規則は、平成18年4月1日より実施する。
- 2 すでに会員となった者が会員種類の変更を希望する場合は、原則として本規則に則り、 入会申込みと同様の手続きを行い、再度入会審査を受けなければならない。ただし、 第6条第1項に基づき定める書類は省略される場合がある。

[第6条第1項に基づき定める書類]

(正会員)

- 1 入会申込書
- 2 誓約書
- 3 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) ※発行日から3ヶ月以内の原本
- 4 会社経歴書
- 5 通信販売広告(カタログ、ダイレクトメール、新聞広告、雑誌広告、折込チラシ、テレビの録画ビデオ、ラジオの録音テープなど、実際に使用しているもの) ※インターネットまたは携帯電話のみで営業を行っている者は要申し出。
- 6 役員名簿
- 7 支社、支店、営業所等の一覧表及び業務内容
- 8 前事業年度の決算報告書(コピー) ※提出する書類のない者は要申し出。
- 9 個人情報保護の方針、個人情報の利用目的。
- 10 その他本会が求める書類、資料

(賛助会員)

- 1 入会申込書
- 2 誓約書
- 3 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) ※発行日から3ヶ月以内の原本
- 4 会社経歴書
- 5 その他本会が求める書類、資料

付則

- 1 本規則は、公益社団法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)より実施する。
- 2 改正 令和3年3月11日
- 3 改正 令和3年11月11日